

## 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子」 に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果

令和2年12月9日付けで「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子」に対する意見募集（パブリック・コメント）を行ったところ、7件のご意見が提出されました。ご意見の概要及びご意見に対する本市の考え方を取りまとめましたので報告します。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

ご協力いただきありがとうございました。

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間  
令和2年12月9日（水曜日）から令和3年1月8日（金曜日）
- (2) 資料の閲覧場所等  
保健所衛生指導課、動物愛護指導センター、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館及び連絡所（他、市ホームページへ掲載）
- (3) 意見を提出することができる方
  - ① 市内に住所を有する方
  - ② 市内に通勤又は通学する方
  - ③ 市内に事業所等を有する法人又はその他団体
- (4) 意見の提出方法  
意見を記載した文書を電子メール、郵送、FAX 又は直接持参のいずれかの方法

### 2 意見募集（パブリック・コメント）の内訳

- (1) 意見の提出者数 7名
- (2) 意見の件数 17件
- (3) 意見の内訳

分類	件数
1 飼い主の定義について	2 件
2 市の責務について	3 件
3 市民等の責務について	1 件
4 飼い主になろうとする者の責務について	0 件
5 飼い主の責務について	
(1) 終生飼養が困難になった場合にその動物を適正に飼養できる者に譲渡するための取り組みについて	0 件
(2) 災害対策について	0 件
6 飼い主の遵守事項について	
(1) 犬のふんの持ち帰りについて	2 件
(2) 飼い猫の屋内飼養に努めることについて	0 件
7 多頭飼育の届出制について	2 件
8 その他	7 件

### 3 本件に関するお問い合わせ先

船橋市動物愛護指導センター  
船橋市潮見町 32-2 電話：047-435-3916

#### 4 意見の概要及び意見に対する本市の考え方

番号	項目	いただいたご意見（要旨）	ご意見に対する市の考え方
1	飼い主の定義について	余計な文言を起因とするトラブルを防止するため、法のとおり「動物の所有者、占有者」とだけ明記すべき。	原案のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）に基づき、飼い主の定義を「動物の所有者又は占有者」とし整理します。
2	飼い主の定義について	屋外の所有者の判明しない猫に給餌・給水している者が猫の飼い主であると誤解している人々がいるため、環境省の方針と合わせ「給餌・給水をする者」と「所有者」「占有者」とを明確に区別したことは、適切な条例改正である。今回の条例改正は地域猫活動の正しい理解の一助となる。	
3	市の責務について	ペットの命に対する市民の意識が少しでも向上するよう、市においても普及啓発に力を入れるようお願いしたい。特に、高齢者に対し注力すること、若い世代に対してはデジタルメディアの活用が重要と考える。	いただいたご意見を参考とし、普及啓発の中で、わかりやすく効果的な方法を心がけます。
4	市の責務について	市民等の責務に「管理」を加えるのは、飼い主のいない猫に対する恣意的なエサやりを地域猫活動へ導くためのひとつの措置だと思われるが、市民等に管理を「責務」とするならば、市民だけに実施を呼びかけて、行政が普及啓発だけで何も実施していないと意見されなため、市としても「責務」に「実施」を加えることが必要と思われる。 市が率先して実施することで（地域猫活動のための不妊去勢手術等）市民への普及啓発に繋がる。	今回、市の責務に普及啓発を加えることは、当然に実施することも含んでの改正であり、原案のとおりとします。
5	市の責務について 市民等の責務について	船橋市が目指す「人と動物がなかよく共生できるまちづくり」の実現に飼い主のいる動物と飼い主のいない動物で差があってはならない。飼い主がいない動物（現状では猫）の愛護・管理についても、市の責務、市民等の責務として具体的な方針を示すべき。	条例では、動物は、人が飼養（保管を含む。以下同じ。）をする動物で哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものと定義しています。市の責務、市民等の責務においては、飼い主のいる、いないにかかわらず、人が飼養をする動物と対象を広くとらえるものと考えています。

6	犬のふんの持ち帰りについて	犬のトイレは自宅で済ませ、住宅地や他人に迷惑の掛かる場所（住宅の前、周辺、電柱、塀、歩道）で犬がふん尿をすることを禁止する条例を作ってほしい。 同様の意見 他1件	条例では、第6条第1項第5号に、飼い主は、動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔又は損傷することのないように飼養することを規定しています。 いただいたご意見については、犬が排せつをしてしまった場合に処理することについては飼い主の責務であり、犬のしつけ方教室等において、犬のふん尿に係るマナーの向上について、引き続き普及啓発に努めます。
7	多頭飼育の届出制について	届出制を設けるのであれば、飼育環境の是正が求められる住宅や場所に対して市が立ち入りできる権限を有する事ができるような文言の追加を希望する。	条例第13条に、報告の徴収、立入検査を規定しています。
8	多頭飼育の届出制について	立ち入り以上の措置として、飼育不適格者と思われる者から動物を一時的に保護できないものか。(必要なら永続的に。さらに必要であれば所有権の剥奪等)	一定期間の飼育を禁ずること(飼育禁止命令等)、所有権剥奪(没収等)ともに、財産権等の個人の権利の大きな制約であることから、慎重な検討が必要であり、条例案には盛り込まないものとします。 なお、現在も多頭飼育による動物の不適切な飼養を行っている飼い主への対応については、飼い主の生活の支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善の観点から、状況に応じて福祉関係部局やボランティア団体等と連携して解決に努めており、条例改正により、多頭飼育者を常に把握することができ、不適切な飼養を行っている飼い主の早めの探知につながることから、これまで以上に福祉関係部局やボランティア団体と連携を図り、問題解決の早期実現に努めます。
9	その他	飼い主のいない猫に無責任に餌を与える者に対し、規制を厳しくし、罰則を設けるべきである。 同様の意見 他1件	飼い主のいない猫に無責任に餌を与える者に対しては、今までも周辺に迷惑をかけるようお願いしてきましたが、改正動物愛護管理法(令和元年6月公布)で、飼い主のいない猫等を飼養、保管又は給餌、給水し、周辺的生活環境を損なわせる事態を生じさせている者に対しては、同法第25条に基づき、指導、助言、報告徴収、立入検査等を行うことができるようになりましたので、このような方を探知した場合は、動物愛護指導センターの職員が当該者に対し必要な対応を行っています。

10	その他	飼い主のいない猫の不妊手術事業について、自治会により対応が異なり公平性が無いため、自治会の格差を無くし、飼い主のいない猫の不妊手術を無償化してほしい。	飼い主のいない猫の不妊手術事業を開始して期間が短いため、全ての町会自治会が制度の認識をしていないことが考えられますので、引き続き町会自治会に対して当該事業の周知を行ってまいります。
11	その他	地域猫活動のために、市民が活動しやすい持続可能で有効なシステムを構築し、積極的に地域猫活動を進めることを願う。具体的には、「地域猫不妊手術助成金交付事業」及び「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の市民の声を反映した見直しを希望する。 屋外の所有者の判明しない猫については、不妊手術、周囲に配慮した給餌、ふんの始末、清掃等を適切に行えば確実にトラブルは減少するが、不妊手術をせずに恣意的に給餌をする者に対しては指導、管理をお願いしたい。	今回の条例改正には直接結び付くご意見ではございませんが、いただいた意見については、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。 飼い主のいない猫に無責任に餌を与える者への対応については、9の回答のとおりです。
12	その他	公共の場の所有者又は占有者がいない猫の管理について、行政が主導となって地域猫推進の三者協働（不妊手術の無償化、ボランティアからの情報収集と取りまとめ、ボランティアの募集等）を実現すべき。	今回の条例改正には直接結び付くご意見ではございませんが、いただいた意見については、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。
13	その他	飼育者は、犬や猫等の健康的に過ごせる環境を整えることを追加すべき。（犬の散歩をしない、屋外に置いたままにする、不妊去勢を行い不必要な命を増やさない。）	動物の適正な取扱いについては、動物愛護管理法第7条に規定されており、また条例第5条及び第6条にも規定しています。 動物種により様々な飼養形態が考えられるため、現行条例のとおりとします。
14	その他	ペットショップは、飼い主の飼育環境の確認をすることを追加すべき。	動物販売業者の責務は、動物愛護管理法第8条に規定されています。 なお、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにするために、現行条例の飼い主の責務及び飼い主の遵守事項に加え、飼い主になろうとする者の責務を規定し、動物の適正飼養を推進します。